

# 千葉県米需給状況検討委員会設置要綱

## 第1 趣旨

米の需給調整については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」において、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むとされている。

このため、各地域における米の需要動向を把握・検討し、生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づく需要に応じた生産に資する米の需要量や生育・作柄状況に関する情報を提供し、千葉県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び生産調整方針作成者における需要に応じた生産目安の設定に資するため、千葉県米需給状況検討委員会（以下「県需給検討委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務及び構成等

- 1 県需給検討委員会は、次の事項について、検討・助言及び情報の提供を行う。
  - (1) 市町村別米の需要量に関する情報の設定方針に関すること
  - (2) 千葉県産米の需要動向等に関すること
  - (3) その他消費者・市場重視の考え方に立った、需要に応じた米の生産体制の構築に資する事項に関すること
- 2 県需給検討委員会の構成及び運営は、次のとおりとする。
  - (1) 県需給検討委員会は、別記に掲げる組織の代表者又は組織から推薦された者により構成し、千葉県及び千葉県農業協同組合中央会が主宰する。

なお、千葉県の代表者は、千葉県農林水産部長の職にある者、千葉県農業協同組合中央会の代表者は専務理事の職にある者とする。また、千葉県農林水産部長及び千葉県農業協同組合中央会専務理事が必要と認めた場合は、別記以外の者を構成員に加えることができるものとする。
  - (2) 県需給検討委員会は千葉県農林水産部長及び千葉県農業協同組合中央会専務理事が必要と認めたとき招集し、開催するものとする。

(3) 県需給検討委員会は、所掌事務に関して円滑な推進を図るため千葉県米需給状況検討委員会幹事会（以下「幹事会」という）を設置する。

ア 幹事会は、次の事項について所掌する。

(ア) 生育・作柄状況等に関すること。

(イ) 県需給検討委員会に提案する事項に関すること。

イ 幹事会の構成、運営等については、別途定めるところによるものとする。

### 第3 庶務

県需給検討委員会の庶務は、千葉県農林水産部生産振興課及び千葉県農業協同組合中央会農業対策部が行う。

### 第4 雑則

この要綱に定めるもののほか、県需給検討委員会の運営に関して必要な事項は、千葉県及び千葉県農業協同組合中央会が協議の上、別に定めるものとする。

### 第5 附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 千葉県水田農業推進対策整備要綱（平成12年1月12日）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年12月12日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年11月25日から施行する。
- 10 この要綱は、平成29年11月30日から施行する。
- 11 この要綱は、平成30年10月4日から施行する。
- 12 この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

別記（第2の2の(1)関係）

農林水産省関東農政局千葉県拠点  
千葉県市長会  
千葉県町村会  
一般社団法人千葉県農業会議  
一般社団法人千葉県農業協会稲作部会  
千葉県土地改良事業団体連合会  
千葉県主要食糧流通推進協議会  
千葉県酒造組合  
千葉県米穀小売商業組合  
千葉県生活協同組合連合会  
千葉県米穀集荷商業協同組合  
千葉県農業共済組合  
千葉県農業協同組合中央会  
全国農業協同組合連合会千葉県本部  
農林中央金庫千葉支店  
千葉県